

第28回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年7月29日 13:30～15:00
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場
3. 出席委員
- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 志賀 忠浩委員  | 2番 山崎 隆史委員  | 3番 福西 範委員   |
| 4番 成田 俊英委員  | 5番 大坂 博文委員  | 6番 金子 靖委員   |
| 7番 村上 正人委員  | 8番 佐藤 裕司委員  | 9番 稲場 洋二委員  |
| 10番 細川 裕委員  | 11番 野村 照明委員 | 13番 松下 裕幸委員 |
| 14番 菊池 利治委員 | 15番 熊坂 隆雄委員 | 16番 田井 克廣委員 |
| 17番 野澤 勲委員  | 18番 廣瀬女公美委員 | 19番 佐藤 泰正委員 |
| 20番 清水 幸治委員 | 21番 淺野 徳昭委員 |             |
- (以上 20名)
4. 欠席委員
- 12番 大畑 礼子委員
5. 参 与 者
- 農業委員会事務局
- |            |          |          |
|------------|----------|----------|
| 事務局長 山根 憲治 | 次長 秋元 公宏 | 次長 高山 直樹 |
|------------|----------|----------|
- (以上 3名)
- 会議録署名委員の指名
- |             |
|-------------|
| 16番 田井 克廣委員 |
| 17番 野澤 勲委員  |
6. 議事日程
- 会期決定について 令和2年 7月 29日 (1日)
- 報告第57号 現況証明願について (市街化区域)
- 報告第58号 農業経営証明願について
- 報告第59号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第133号 現況証明願について
- 議案第134号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について
- 議案第135号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第136号 農地法第5条の規定による許可申請に係る進達について
- 議案第137号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第138号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

議長  
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。  
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。  
只今より第28回鉦路市農業委員会総会を開催致します。  
本日の出席者は20名です。  
議事録署名人に16番、田井克廣委員、17番、野澤勲委員を指名しますので、よろしくお願ひ致します。  
なお、会期は本日7月29日の1日と致します。  
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局  
山根事務局長

会務概要報告を行います。  
議案書の2ページをご覧ください。

(以下 会務概要報告)

議長  
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が3件ございます。

事務局  
山根事務局長

報告第57号「現況証明願」について、事務局より報告して下さい。

それでは、議案書の3ページにございます、報告第57号「現況証明願」について報告します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、鉦路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑になっております[ ]、の1筆、面積[ ]㎡の土地について、所有者及び申請者の[ ]氏から現況証明願があり、7月3日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、7月8日に会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

議長  
野村会長

ただいま報告がありました報告第57号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、次に報告第58号「農業経営証明願」について、事務局

より報告して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは議案書8ページでございます、報告第58号「農業経営証明願」についてご報告致します。

今回は、音別地区で1件の申請がございました。

議案書9ページの表の1番ですが、  
氏より、外国人技能実習生制度の活用のため、7月14日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、7月15日に、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の「農業経営証明願」についてご報告致します。

議長

野村会長

ただいま報告がありました「農業経営証明願」について質問等を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、次に、報告第59号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書10ページでございます、報告第59号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回は、釧路地区で1件と阿寒地区で1件の届出がありました。

議案書11ページの表の1番ですが、相続人氏より、被相続人が所有していた、面積 $\text{m}^2$ の農地を、平成31年1月20日、相続し所有権を取得したとして、令和2年5月27日、その旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致しました。

次に表の2番ですが、相続人氏より、被相続人が所有していた、他1筆、合計 $\text{m}^2$ の農地を、平成31年1月8日、相続し所有権を取得したとして、令和2年7月1日、その旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致しました。

以上、2件の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第59号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

それでは、議案第133号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

それでは、議案書の12ページにございます、議案第133号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、阿寒地区で2件と音別地区で9件の申請がございました。

議案書13ページの表の1番は、資料が16ページと17ページにございます。

公簿地目が畑である、[ ]、面積 [ ] m<sup>2</sup>の土地について、所有者である [ ] 氏より現況証明願がございました。

7月15日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に2番は、資料が16ページと18ページにございます。

公簿地目が山林である、[ ]、他1筆、合計 [ ] m<sup>2</sup>の土地について、所有者である [ ] 氏の代理人である、司法書士、行政書士の [ ] 氏より現況証明願がございました。

7月15日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

次に、議案書14ページの表の3番は、資料が19ページと20ページにございます。

公簿地目が原野である、[ ] の1筆、面積 [ ] m<sup>2</sup>の土地について所有者である [ ] の代理人である、[ ] から現況証明願がございました。

7月15日、音別地区の農業委員3名と事務局職員1名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、表の4番は、資料が19ページと21ページにございます。

公簿地目が畑である、[ ] の1筆、面積 [ ] m<sup>2</sup>の土地について、所有者である [ ] より現況証明願がございました。

調査日及び調査委員は3番と同じです。

利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、表の5番は、資料が19ページと21ページにございます。

公簿地目が畑である、[ ] の1筆、面積 [ ] m<sup>2</sup>の土地について、所有者である [ ] より現況証明願がございました。

調査日及び調査委員は3番と同じです。

利用状況は、農地採草放牧地以外の公衆用道路であると確認致しました。

次に、表の6番は、資料が22ページと23ページにございます。

公簿地目が畑である、[ ] の1筆、面積 [ ] m<sup>2</sup>の土地について、所有者である [ ] 氏の代理人である、[ ] 氏より現況証明願がございました。

調査日及び調査委員は3番と同じです。

利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

なお、面積が内面積となっておりますが、現地の測量が終わり、現在、法務局に登記申請中ではございますが、願出書に該当地の地番及び面積、位置の特定できる図面の添付があり、北海道農業会議及び釧路総合振興局農務課にも確認したところ、願出は有効で、受付を拒否できない旨の回答を頂いております。

また、受け付けた願出は、登記中という理由だけで、審査の日数を延ばしたりせずに、通常に取り扱いとし、登記完了が総会の後になっても有効との回答を頂いてございます。

今回は、音別地区の現況証明及び農地法5条で内面積となっております。

次に、表の7番は、資料が22ページと24ページでございます。

公簿地目が畑である、[ ]の1筆、面積 [ ]㎡の土地について、所有者である [ ]氏の代理人である、 [ ]氏より現況証明願がございました。

調査日及び調査委員は3番と同じです。

利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、議案書15ページの表の8番は、資料が22ページと25ページでございます。

公簿地目が原野である、[ ]の1筆、面積 [ ]㎡の土地について、所有者である [ ]氏の代理人である、 [ ]氏より現況証明願がございました。

調査日及び調査委員は3番と同じです。

利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、表の9番は、資料が22ページと26ページでございます。

公簿地目が宅地である、[ ]の1筆、面積 [ ]㎡の土地について、所有者である [ ]氏の代理人である、 [ ]氏より現況証明願がございました。

調査日及び調査委員は3番と同じです。

利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、表の10番は、資料が22ページと26ページでございます。

公簿地目が畑である、[ ]、面積 [ ]㎡の土地について、所有者である [ ]氏の代理人である、 [ ]氏より現況証明願がございました。

調査日及び調査委員は3番と同じです。

利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、表の11番は、資料が27ページと28ページでございます。

公簿地目が原野である、[ ]の1筆、面積 [ ]㎡の土地について、所有者である [ ]氏より現況証明願がございました。

調査日及び調査委員は3番と同じです。

利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

以上、11件の「現況証明願」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番と2番の現地調査結果について、調査委員長の熊坂隆雄委員より報告をお願いします。

委員  
熊坂委員

議案第133号 「現況証明願」の1番及び2番 について報告致します。

現況証明願の1番は、[ ]氏が所有する公簿地目が畑、農振農用地区域にある、[ ]、面積は [ ]㎡の土地 についてであります。令和2年7月15日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員2名で現地調査を行った結果、

当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は、雑種地であることを確認致しました。

なお、[ ] は、農用地区域にある土地ではありますが、現地は、農地採草放牧地以外の雑種地で、農用地として利用されていないと確認いたしました。

次に2番は、[ ]氏が所有する、公簿地目が山林、農振農用地区域外にある、[ ]及び、[ ]の合計[ ]㎡の土地についてであります。令和2年7月15日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員2名で現地調査を行った結果、当該地はすべて農地採草放牧地以外で、利用状況はいずれも山林であることを確認致しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

熊坂委員、ありがとうございました。

次に、3番から11番の現地調査結果について、調査委員長の村上正人委員から報告をお願いします。

議案第133号「現況証明願」の3番から11番について、調査報告を致します。

全て、調査日は令和2年7月15日、音別地区委員3名と事務局職員1名で現地調査を実施致しました。

まず3番ですが、所在地は、[ ]の1筆、面積[ ]㎡で公簿地目が原野となっており、所有者は[ ]で、申請者の[ ]より、現況確認のための現況証明願の提出がありました。

調査の結果、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は原野であることを確認いたしました。

続いて4番の調査報告をいたします。

所在地は、[ ]の1筆、面積[ ]㎡で公簿地目が畑となっており、所有者及び申請者の釧路市より、地目変更のため現況証明願の提出がありました。

調査の結果、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認いたしました。

次に5番の調査報告をいたします。

所在地は、[ ]の1筆、面積[ ]㎡で公簿地目が畑となっており、所有者及び申請者の[ ]より、地目変更のため現況証明願の提出がありました。

調査の結果、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は公衆用道路であることを確認いたしました。

次に6番の調査報告をいたします。

所在地は、[ ]の内の1筆、面積[ ]㎡で公簿地目が畑となっており、所有者は[ ]氏で、申請者の[ ]氏より、地目変更のため現況証明願の提出がありました。

調査の結果、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認いたしました。

次に7番の調査報告をいたします。

所在地は、[ ]の1筆、面積[ ]㎡で公簿地目が畑となっており、所有者は[ ]氏で、申請者の[ ]氏より、地目変更のため現況証明願の提出がありました。

議長  
野村会長

委員  
村上委員

調査の結果、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認いたしました。

次に8の調査報告をいたします。

所在地は、[ ]の1筆、面積 [ ]㎡で公簿地目が原野となっており、所有者は [ ]氏で、申請者の [ ]氏より、現況確認のため現況証明願の提出がありました。

調査の結果、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認いたしました。

次に9番の調査報告をいたします。

所在地は、[ ]の1筆、面積 [ ]㎡で公簿地目が畑となっており、所有者は [ ]氏で、申請者の [ ]氏より、現況確認のため現況証明願の提出がありました。

調査の結果、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認いたしました。

次に10番の調査報告をいたします。

所在地は、[ ]の1筆、面積 [ ]㎡で公簿地目が畑となっており、所有者は [ ]氏で、申請者の [ ]氏より、地目変更のため現況証明願の提出がありました。

調査の結果、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認いたしました。

次に11番の調査報告をいたします。

所在地は、[ ]の1筆、面積 [ ]㎡で公簿地目が原野となっており、所有者及び申請者の [ ]氏より、現況確認のため現況証明願の提出がありました。

調査日、調査委員は3番と同じです。

該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認いたしました。

以上、現地調査結果について報告をいたしますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長  
野村会長

村上委員、ありがとうございました。

それでは、議案第133号「現況証明願」について、一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第133号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第133号「現況証明願」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第134号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審

事務局  
山根事務局長

査」について事務局より説明して下さい。

それでは、議案書の29ページでございます、議案第134号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、阿寒地区で6件の通知がございました。

議案書30ページの表の1番は、資料が32ページと35ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他5筆、合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和2年7月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の2番は、資料が32ページと36ページ、37ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他9筆、合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和2年7月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の3番は、資料が32ページと38ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和2年7月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。

続いて、議案書31ページの表の4番は、資料が32ページと39ページ、40ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他6筆、合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和2年7月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の5番は、資料が32ページと41ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和2年7月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の6番は、資料が32ページと42ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和2年7月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。

以上、6件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま説明がありました、議案第134号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議を致しますが、本案件については、松下裕幸委員が議事参与の制限にあたりますので、退室して下さい。

(松下裕幸委員 退室)



議長  
野村会長

それでは、審議致します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。  
議案第134号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長  
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第134号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」については、原案のとおり決定致します。  
退室されている松下委員は入室して下さい。

(松下裕幸委員 入室)

議長  
野村会長

それでは次に、議案第135号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。  
事務局より説明して下さい。

事務局  
山根事務局長

それでは、議案書の43ページでございます、議案第135号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で7件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書44ページの表の1番は、資料が48ページから49ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書45ページの表の2番は、資料が50ページから59ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他31筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、使用貸借を行うものでございます。

続いて、議案書46ページの表の3番は、資料が50ページと60ページから62ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他5筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に使用貸借を行うものでございます。

次に表の4番は、資料が63ページと64ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の他7筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に賃貸借を行うものでございます。

次に、表の5番は、資料が63ページと65ページでございます。

氏が所有する、の1筆、面積㎡の農用地について、氏に賃貸借を行うものでございます。

続いて、議案書47ページの表の6番は、資料が63ページと66ページ、67ページにございます。

氏が所有する、他6筆、合計㎡の農用地について、氏に、賃貸借を行うものでございます。

次に、表の7番は、資料が63ページと68ページにございます。

氏が所有する、他1筆、合計㎡の農用地について、氏に賃貸借を行うものでございます。

次に、表の8番は、資料が63ページと69ページにございます。

氏が所有するの1筆、面積㎡の農用地について、氏に賃貸借を行うものでございます。

以上、8件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の清水幸治委員より報告をお願いします。

委員  
清水委員

議案第135号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、調査報告をいたします。

申請の内容は、氏が所有する、他1筆、合計㎡の農地について、借主である氏に賃貸借を行うものです。

令和2年7月13日、鉦路地区農業委員3名、事務局職員2名で現地確認を行った結果、当該農用地については、今後も農用地として適正に管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長  
野村会長

清水委員、ありがとうございました。

次に、2番から8番の現地調査結果について、調査委員長の熊坂隆雄委員から報告をお願いします。

委員  
熊坂委員

議案第135号「農地法第3条の規定による許可申請」のうち2番から8番までについて、調査報告を致します。

なお、全て、借主が同じでありますので、一括して調査報告致します。

2番の申請の内容は、氏が所有する、他31筆、合計㎡の農用地について、

次に、3番の申請の内容は、氏が所有する、他5筆、合計㎡の農用地について、

以上2件は、それぞれ氏に使用貸借を行うものです。

次に、4番の申請の内容は、氏が所有する、他7筆、合計㎡の農用地を年間万円にて、

次に、5番の申請の内容は、推定相続人の一人である氏が管理する、

の1筆、 $\text{m}^2$ の農用地を、年間 円にて、  
次に、6番の申請の内容は、氏が所有する、  
他6筆、合計  $\text{m}^2$ の農用地を、年間 円にて、  
次に、7番の申請の内容は、氏が所有する、  
、他1筆、合計  $\text{m}^2$ の農用地を、年間 円にて、  
次に、8番の申請の内容は、氏が所有する、の1  
筆、 $\text{m}^2$ の農用地を、年間 円にて、  
以上5件は、それぞれ氏に賃貸借を行うものです。  
これらの件について、令和2年7月15日、阿寒地区農業委員3名及び事務局職員  
2名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利  
用、管理されるものと認められ、農地法第3条の許可要件を、すべて満たしておりま  
すことから、許可相当という結論となりました。  
以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長  
野村会長

熊坂委員、ありがとうございました。

それでは、議案第135号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致  
しますが、2番から8番までが、松下裕幸委員の同居の親族の案件となり、議事参与  
の制限にあたりますので、最初に1番を審議した後に、2番から8番を審議致します。  
それでは、1番について、質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので採決致します。

議案第135号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、原案に賛  
成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第135号「農地法第3条の規定による許可申請」の  
1番については、原案のとおり決定致します。

次に、2番から8番を審議致しますので、松下裕幸委員は退室をお願い致します。

(松下委員退室)

議長  
野村会長

それでは、2番から8番を一括して審議致します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第135号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番から8番について、  
原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長  
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第135号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番から8番は、原案のとおり決定致します。  
退室されている松下委員は入室して下さい。

(松下委員入室)

議長  
野村会長

次に、議案第136号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について説明して下さい。

事務局  
山根事務局長

それでは、議案書70ページの議案第136号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について説明致します。

農地法第5条の規定は、農地を農地以外のものにするため、又は、採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は、移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならないことになっておりますが、農業委員会で審議をし、意見を付して北海道知事に進達することになっております。

今回、阿寒地区で1件と音別地区で1件の許可申請がございました。

議案書71ページの表の1番は、資料が72ページから77ページにございます。

■■■■氏が所有する■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農地について、令和3年8月31日まで■■■■に使用貸借により、砂利採取を行うための一時転用の許可申請です。

砂利採取については、既に釧路市産業振興部より事前協議の依頼があり、事務レベルでの事前協議を終了しております。

また、農業振興計画への影響についても、釧路市農林課に照会を行い、支障ない旨の回答を得ております。

本件につきましては、7月15日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員2名で、現地調査などの審査を行っております。

お手元に配付しております、農地法第5条調査書も併せてご確認下さい。

次に、表の2番は、資料が議案書78ページから81ページにございます。

■■■■氏が所有する■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農地について、■■■■へ所有権移転により、太陽光発電によるソーラーパネルの建設のため転用したい旨の、農地の転用許可申請が提出されたものであります。

以上、「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」についてご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について審議致しますが、本案件は現地調査等の事前審査を行っておりますので、1番の現地調査結果について、調査委員長の熊坂隆雄委員より報告をお願いします。

委員  
熊坂委員

議案第136号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る進達について調査報

告致します。

本内容は、                    氏が所有する                    の1筆、                    ㎡の農地について、                    に使用貸借して、砂利採取のための一時転用を行うものです。

また、本申請地である                    は農用地区域の農地ではありますが、釧路市長より「農振整備計画の達成に支障ない」旨の回答を得ており、砂利採取につきましても、既に事前協議を終えております。

令和2年7月15日、阿寒地区農業委員3名及び事務局職員2名で現地調査及び協議を行った結果、本申請による砂利採取期間は1年であり、農地法第5条の一時転用の許可要件を全て満たしておりますことから、許可相当という意見となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長  
野村会長

熊坂委員、ありがとうございました。

次に、2番の現地調査結果について、調査委員長の村上正人委員から報告をお願いします。

委員  
村上委員

議案第136号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の2番について調査報告をいたします。

農地法第5条の規定による許可申請があり、7月15日 音別地区農業委員3名及び事務局1名により現地調査及び協議を行いました。

申請内容は、                    氏の畑に                    が太陽光発電によるソーラーパネルを建設するため、所有権移転の設定をし、転用するものであります。

申請地は、農振農用地の区域外で、第3種農地と認められ、町の中心にも近く、近隣にも一般住宅や公共施設等が多く建設されており、農地として低利用な土地であり、転用が可能と認められると判断いたしました。

以上のことから調査委員会では許可相当という結論に至りましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長  
野村会長

村上委員、ありがとうございました。

それでは「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第136号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第136号「農地法第5条の規定による許可申請に係

る進達」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第137号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書の82ページでございます、議案第137号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、阿寒地区で5件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認ください。

議案書83ページの表の1番は、資料が85ページから87ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏との間で、年間■■■■円、期間は5年で賃貸借を行うものです。

次に、表の2番ですが、資料は88ページと89ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他2筆、合計■■■■㎡の農用地について■■■■氏との間で、年間■■■■円、期間は■■年で賃貸借を行うものです。

次に、表の3番ですが、資料は88ページと90ページから92ページでございます。

■■■■氏、他2名が所有する、■■■■、他4筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏との間で年間■■■■円、期間は■■年で賃貸借を行うものです。

次に、表の4番ですが、資料は93ページから95ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏との間で、年間■■■■円、期間は■■年で賃貸借を行うものです。

次に、議案書84ページの表の5番ですが、資料は93ページと96ページから101ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他■■筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏との間で、年間■■■■円、期間は■■年で賃貸借を行うものです。

以上、5件の「農用地利用集積計画の決定」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定について」審議致しますが、5番につきましては、大畑礼子委員の親族に関する案件であり、議事参与の制限にあたりますが、本日は欠席しておりますので、一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第137号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定致します。

次に、議案第138号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局  
山根事務局長

議案書102ページでございます、議案第138号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について説明致します。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会は、この報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回2件の報告がございました。

議案書103ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、XXXXXXXXXXで、令和2年3月決算の報告となります。

次に2番は、XXXXXXXXXXで、令和2年3月決算の報告となります。

なお、いずれの件も報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

以上、2件の「農地所有適格法人の報告」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま説明がありました、議案第138号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致しますが、1番につきましては、XXXXXXXXXXの関係であり、XXXXXX委員、XXXXXX委員、XXXXXX委員が議事参与の制限にあたります。

また、2番につきましては、XXXXXXXXXXの関係であり、菊池利治委員が議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に1番を審議した後に、2番を審議致します。

それでは、1番を審議致しますが、大畑委員は欠席しておりますので、佐藤泰正委員、浅野委員は退室をお願い致します。

(佐藤泰正委員、浅野委員退室)

議長  
野村会長

それでは、1番を審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。  
議案第138号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長  
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第138号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番については原案のとおり決定致します。  
退室されている委員の皆さんは入室して下さい。

(佐藤泰正委員、浅野委員入室)

議長  
野村会長

1番は、原案のとおり決定致しました。  
次に、2番を審議致しますので、菊池委員は退室をお願い致します。

(菊池委員退室)

議長  
野村会長

それでは、2番を審議致します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。  
議案第138号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手)

議長  
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第138号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の2番については原案のとおり決定致します。  
退室されている菊池委員は入室して下さい。

(菊池委員入室)

議長  
野村会長

2番は、原案のとおり決定致しました。  
これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございますか。  
なければ本日の総会は閉会といたします。



以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和2年 7月 29日

議長 野村 照明

署名委員 野 沢 勲

署名委員 田 井 克 廣